

高齢者の見守り・買い物支援に係る事業者募集実施要領

白河市 保健福祉部 高齢福祉課

1. 業務目的

本市では、一人暮らしの高齢者や高齢者だけで構成される世帯が増えていることから、日常生活に不安を抱えている方や買い物が困難な方が増加している。このことから、定期的な対面による安否確認を通じて、異変の早期発見や困りごとの相談を受けたり、移動販売車による買い物の支援により、地域福祉を向上させることを目的とする。

2. 募集の概要

- (1) 募集内容 (1) 高齢者の見守り・買い物支援を実施する事業者
 (2) 商品提供を行う事業者
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
 なお、仕様書における内容は、現時点での予定であり、今後打合せの中で変更する可能性があります。
- (3) 業務開始 令和8年4月1日より

3. 参加資格

本件に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 白河市内に本社、又は事務所・事業所を有し、業務遂行体制が確保されていること。
- (2) 業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、同法第511条の規定に基づく特別清算開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

4. 実施要領等の入手方法

実施要領及び提出書類については、白河市のホームページからダウンロードして入手すること。

5. 参加表明書等の提出

本件に参加を希望する者は、参加表明書（様式１）及び参加要件確認書（様式２）を次のとおり提出すること。なお、説明会等は実施しない。

- （１）提出期限 令和７年１１月１９日（水）午後５時まで
- （２）提出方法 電子メール
- （３）提出先 白河市 保健福祉部 高齢福祉課
〒961 - 8602 福島県白河市八幡小路７番地１
TEL：0248 - 28 - 5519（直通）
E - mail：koreifukushi@city.shirakawa.fukushima.jp
- （４）その他 参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

6. 審査方法

保健福祉部高齢福祉課において、下記審査基準に基づき審査を行う。

審査日の日程、審査結果の公表日等については、後日、日程調整の上連絡するものとする。

評価項目	評価事項		評価点 配分
	①	本業務に必要な知見、専門知識、ノウハウを有しているか	20
	②	市の目指す事業目的を正しく理解しているか	20
	③	類似業務の実績があるか	20
	④	運営体制等から確実かつ安定的な実施が可能かであり、費用の削減に努めているか	20
	⑤	本事業に対する意欲があるか	20
合 計			100

7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合には提案者を失格とする。

- （１）募集期限を過ぎて応募した場合
- （２）提出書類に虚偽の記載がある場合
- （３）提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- （４）その他不適格と判断せざるを得ない事由が発生した場合

8. 契約の締結

市と契約候補者で協議の上、契約金額を調整するものとし、随意契約を行う。

※（２）商品提供を行う事業者については契約金額は発生しない。

9. スケジュール

公募開始	令和7年11月5日（水）
参加意向表明書の提出	令和7年11月19日（水）午後5時まで
審査	令和7年11月下旬
審査結果通知	令和7年12月上旬
契約締結	令和8年4月1日

9. 事務局

本件に関する問い合わせ及び書類の提出先は次のとおりとする。

白河市 保険福祉部 高齢福祉課

〒961-8602 福島県白河市八幡小路7番地1

TEL：0248-28-5519（直通）

E-mail：koreifukushi@city.shirakawa.fukushima.jp